

ID: 3026

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第106条第1項の規定による。 (法令等の違反に対する処分)</p> <p>第106条 行政庁は、第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	令和元年 6 月 21 日